

## 社会福祉法人とねの会 役員等の報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人とねの会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 同一日に開催される理事会及び評議員会の両方に出席する場合においては、理事会出席報酬または評議員会出席報酬のどちらか一方のみを支払う。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員が理事会及び評議員会を出席した日以外の日において、理事長等の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合においては別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことがある。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。同一日に開催される理事会及び評議員会の両方に出席する場合においては、理事会出席報酬または評議員会出席報酬のどちらか一方のみを支払う。また、同日にあわせて監事業務を行った場合においては、本条次項の報酬及び実費弁償費は支払わない。

2 監事が理事会及び評議員会へ出席した日以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査業務にあたった場合は、別表2により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

- 第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
  - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
  - 4 旅費は実業を考慮し、増額することができる。
  - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

- 第7条 施設の職員を兼務する役員は、法人職務に限りこの規定を適用する。

(役員等の職務証跡)

- 第8条 役員等は、理事会及び評議員会への出席を除く法人業務に対し、勤務報酬等を受けるときに、法人職務証跡資料として、各業務における実績資料の作成を行い、第9条に定める報酬額の決定を行うものとする。ただし、無報酬とする業務についてはこの限りとならない。
- 2 実績資料には、業務を行った日、時間、業務内容を記載しなければいけない。

(各報酬額の決定)

- 第9条 別表1、別表2、別表3の各報酬額は、第8条に定める各業務における実績資料を基に、本条次項にある総額と業務実績を考慮して個別に定める。
- 2 評議員の報酬額の各年度の総額は、定款に定める範囲内とする。
  - 3 理事及び監事の報酬額の各年度の総額は、300,000円を超えない範囲とする。
  - 4 理事会出席及び評議員会出席に対する報酬は、実績資料を作成しなくてよい。ただし、その報酬額は、本条第2項及び3項を考慮して、別表1の範囲内にて個別に決定する。
  - 5 監事監査指導報酬等は、実績資料及び本条第3項を考慮して、別表2の範囲内にて個別に決定する。
  - 6 法人業務の報酬額は、実績資料及び本条第3項を考慮して、別表1、別表3の範囲内にて個別に決定する。

(改定)

第 10 条 本規定の改定は、理事会の議決を経なければならない。

附則 この規定は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 役員等の報酬（日額）

名称	報酬額	実費弁償費
理事会出席報酬等	0～15,000円	各会出席にかかった交通費等の額
評議員会出席報酬等	0～15,000円	各会出席にかかった交通費等の額
法人業務等	0～10,000円	各業務にかかった交通費等の額

別表 2 監事の報酬（日額）

名称	報酬額	実費弁償費
監事監査指導報酬等	0～15,000円	各業務にかかった交通費等の額

別表 3 旅費等（日額）

旅費	宿泊費	報酬額	業務遂行に必要な経費
交通費等にかかった額	実費 (上限20,000円)	0～10,000円	各業務に実際に必要であった額